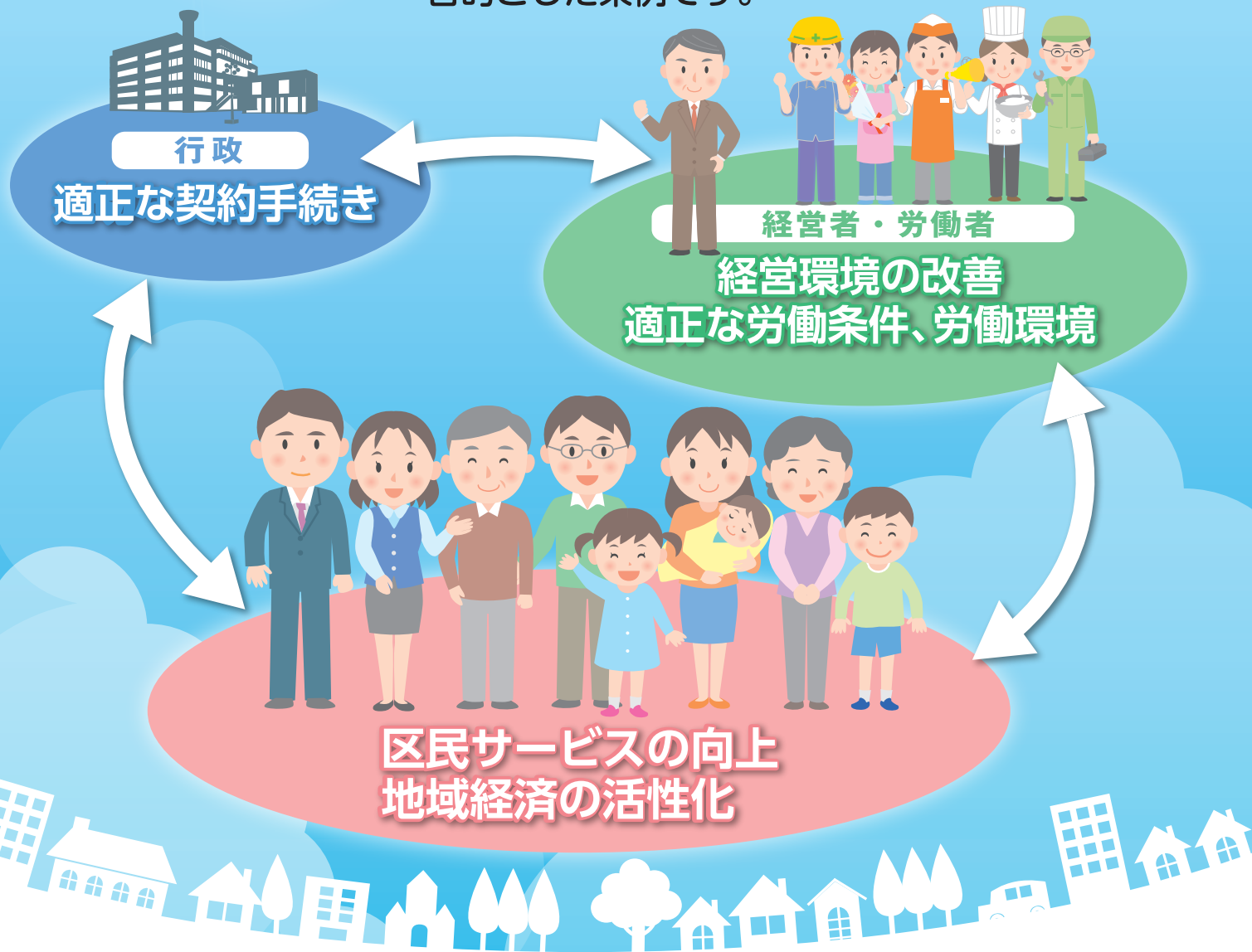


区民福祉の向上を目指して

公契約条例

公契約条例は適正な入札等の手続きを実施し、
労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善などを
目的とした条例です。



世田谷区公契約条例には、**労働報酬下限額**が定められています

対象は

予定価格**3000万円以上(工事)**の契約

予定価格**2000万円以上(委託・指定管理など)**の契約

労働報酬下限額とは？

事業者が労働者に支払う労働報酬の
下限とすべき額のことです。

お問い合わせ

公契約条例、労働報酬下限額について詳しくはホームページで！ →

世田谷区財務部経理課公契約担当

☎03-5432-2965 / FAX03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索

